

## 8. 火災、災害の被災者への支援

### 》火災、災害の被災者への見舞金

【問い合わせ先】 福祉総務課

TEL： 53-4111

【所在地】 大村市玖島1丁目25番地

(内線151)

大村市小規模災害被災者に対する見舞金等の支給に関する要綱に基づき、見舞金を支給します。  
災害救助法の適用を受けない火災、風水害などの被災者が対象となります。

<見舞金の種類>

①災害により死亡した被災者の遺族に対する弔慰金（死亡者1人につき）

弔慰金	生計維持者	その他
	120,000 円	60,000 円

②災害により住家に被害を受けた世帯に対する見舞金（半壊・半焼以上の被害を受けたとき）

世帯構成	全壊・全焼・流失	半壊・半焼
1人世帯	20,000 円	15,000 円
2人世帯	30,000 円	20,000 円
3人以上 （一人増すごとに 加算する額）	10,000 円	5,000 円

## 》火災、災害の被災児童・生徒への見舞金

【問い合わせ先】 福祉総務課

TEL： 53-4111

【所在地】 大村市玖島1丁目25番地

(内線 151)

火災、風水害などで住家を失ったり、親を亡くした児童・生徒に対し、「財団法人 長崎県児童救済基金」から、学資金や修学旅行資金などが支給されます。

被災時に児童・生徒の親が長崎県内に居住していた場合に限り、申請できます。

### <長崎県児童救済基金の種類と金額>

種類	対象児童	給付額				
		未就学児	小学生	中学生	高校生	大学生等
学資金	保護者※が死亡した児童・生徒	—	年 66,000円	年 66,000円	年 290,000円	年 408,000円
被服文具費	居住の本拠である住家を全壊・全焼により失った児童・生徒	35,000円	50,000円	50,000円	50,000円	—
修学旅行資金	保護者※が死亡した児童・生徒	—	上限 40,000円	上限 70,000円	上限 110,000円	—
	居住の本拠である住家を全壊・全焼により失った児童・生徒	—	—	—	—	—
就職支度金	保護者※が死亡した児童・生徒	—	—	100,000円	100,000円	100,000円
	居住の本拠である住家を全壊・全焼により失った児童・生徒	—	—	—	—	—
就学支度金	保護者※が死亡した児童・生徒	—	—	100,000円	100,000円	—
	居住の本拠である住家を全壊・全焼により失った児童・生徒	—	—	—	—	—
特別救済金	理事会が特に必要と認める場合に、特に定める額					

※児童の親権を行う方、後見人その他の方であって、児童を現に養育している方です。被災時に長崎県内に居住していることが要件となります。

## 》大規模災害時の被災者への各種給付金

【問い合わせ先】 福祉総務課

TEL： 53-4111

【所在地】 大村市玖島1丁目25番地

(内線151)

大規模災害（災害救助法が適用された場合など）の被災者に対して、各種支援金を支給します。

給付金の種類	内容
災害弔慰金	一定規模以上の自然災害により死亡した方の遺族に対し、弔慰のために災害弔慰金を支給します。
災害障害見舞金	一定規模以上の自然災害により精神または身体に重度の障がいを受けた方に対し、災害障害見舞金を支給します。
災害援護資金	一定規模以上の災害により負傷または住家・家財に被害を受けた世帯の世帯主に対し、生活の立て直しに資するための災害援護資金を貸し付けます。
被災者生活再建支援金	一定規模以上の自然災害により住家が全壊するなど、生活基盤に著しい被害を受けた世帯に対し、生活の立て直しに資するため、その被害程度や住家の再建方法に応じた支援金を支給します。
長崎県・市町被災者生活再建支援金(県・市町制度)	一定規模以上の自然災害により住家が全壊するなど、生活基盤に著しい被害を受けながら、その自然災害の規模が国の被災者生活再建支援法に定める支援の対象に達しないため、法による支援を受けられない市町の被災世帯に対し、県と市町が一体となって生活の立て直しに資するため、その被害程度や住家の再建方法に応じた支援金を支給します。